川崎市武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第４４号

川崎市武道館条例の一部を改正する条例

川崎市武道館条例（昭和５１年川崎市条例第７７号）の一部を次のように改正する。

別表の１専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　専用利用料

区　　分	午　前	午後１	午後２	夜　間	全　日
	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
柔道場	2,120円	2,510円	2,920円	3,320円	9,970円
剣道場	2,120円	2,510円	2,920円	3,320円	9,970円

別表の２個人利用料の表中「１２０円」を「１３０円」に、「２４０円」を「２６０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。